

江別市強靱化地域計画



令和 2（2020）年 1 2 月
江別市

【目 次】

第1章	計画策定の趣旨、位置付け	
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	地域防災計画と強靱化地域計画	2
4	計画期間	2
5	基本的な進め方	3
6	江別市強靱化の目標	4
第2章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第3章	江別市強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラム策定の考え方	11
2	施策推進の指標となる目標値の設定	11
3	推進事業の設定	11
4	施策プログラム一覧	11
5	江別市強靱化に関する施策プログラム	14
第4章	計画の推進管理	
1	施策毎の推進管理	25
2	P D C Aサイクルによる計画の着実な推進	25
【別表1】	江別市強靱化に関する脆弱性評価	26
【別表2】	江別市強靱化のための推進事業一覧	35

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、平成 25（2013）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成 26（2014）年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。その後、基本法の施行後 5 年となる令和元（2019）年 12 月には、国において基本計画の見直しが行われました。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成 27（2015）年に策定し、令和 2（2020）年 3 月に計画の見直しが行われたところです。

この間、江別市においても、東日本大震災や平成 28（2016）年の豪雨災害、平成 30（2018）年の北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、「江別市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきました。

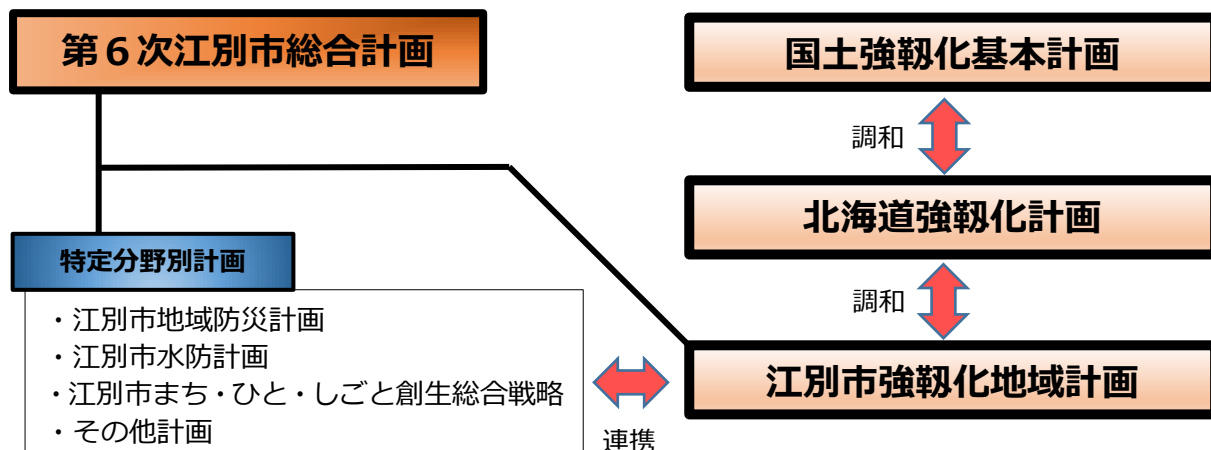
本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために必要であり、そればかりではなく、国・北海道全体の強靱化を進める上でも、国・北海道のみならず、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければなりません。

こうした基本認識のもと、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「江別市強靱化地域計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、国の「国土強靱化基本計画」、北海道の国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、本市の総合計画である「えべつ未来づくりビジョン（第 6 次江別市総合計画）」で示す地域防災力の向上に向けた、災害に強いまちづくりのための計画であり、様々な分野別計画や施策の指針となる計画として位置付けます。

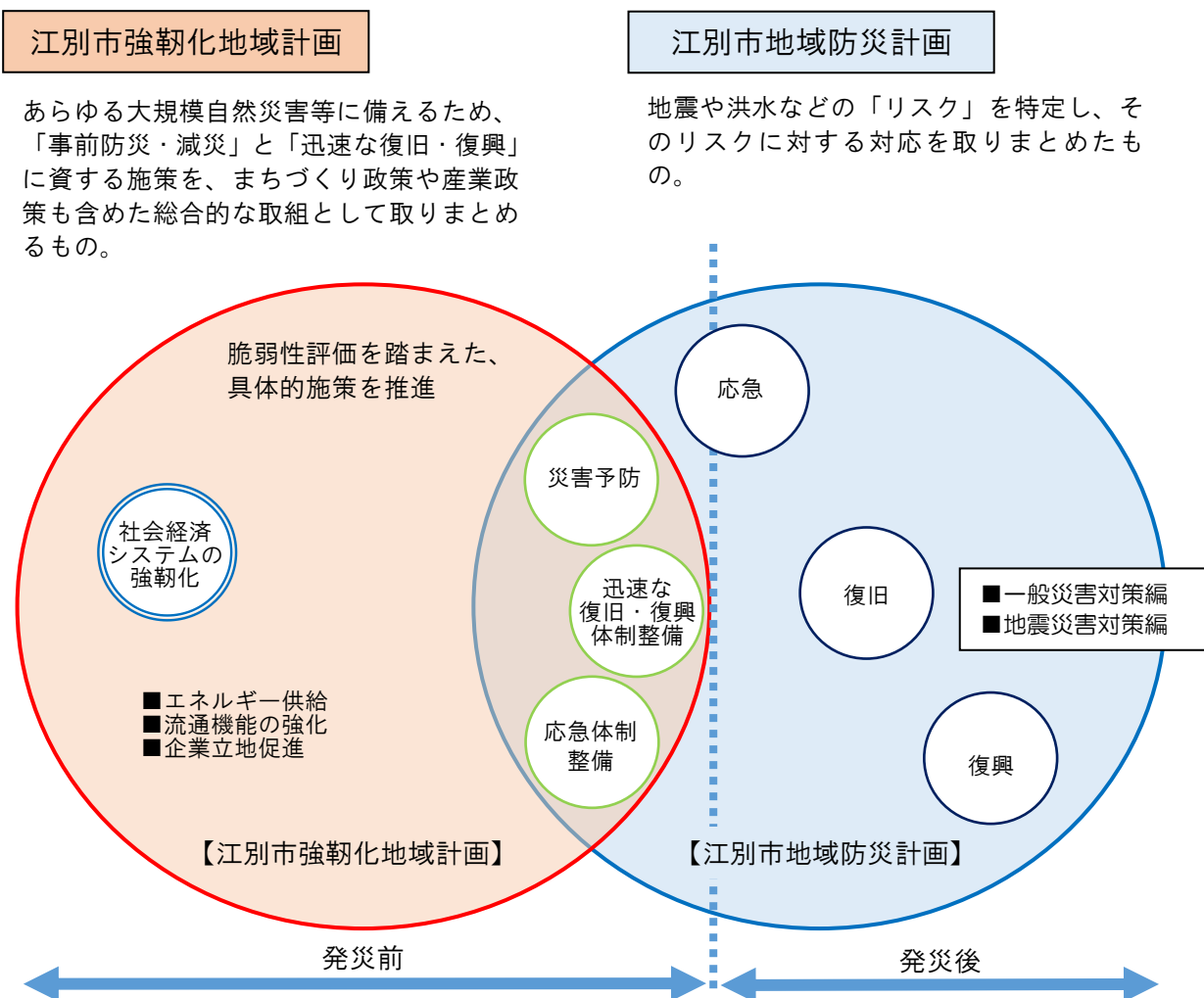


3 地域防災計画と強靱化地域計画

本市における災害への取組を定めた計画としては、既に「江別市地域防災計画」があります。地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めたものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



4 計画期間

本市の総合計画の計画期間にあわせ令和5年度までの4年間（令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで）とします。

なお、計画期間内においても、国の動向や社会情勢等の変化により、計画内容の見直しが必要な場合には、適宜見直しを行います。

また、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改訂時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

5 基本的な進め方

STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化 (P1～)

- ①目標の設定
- ②事前に備えるべき目標の設定
- ③計画期間の設定

STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定 (P6～)

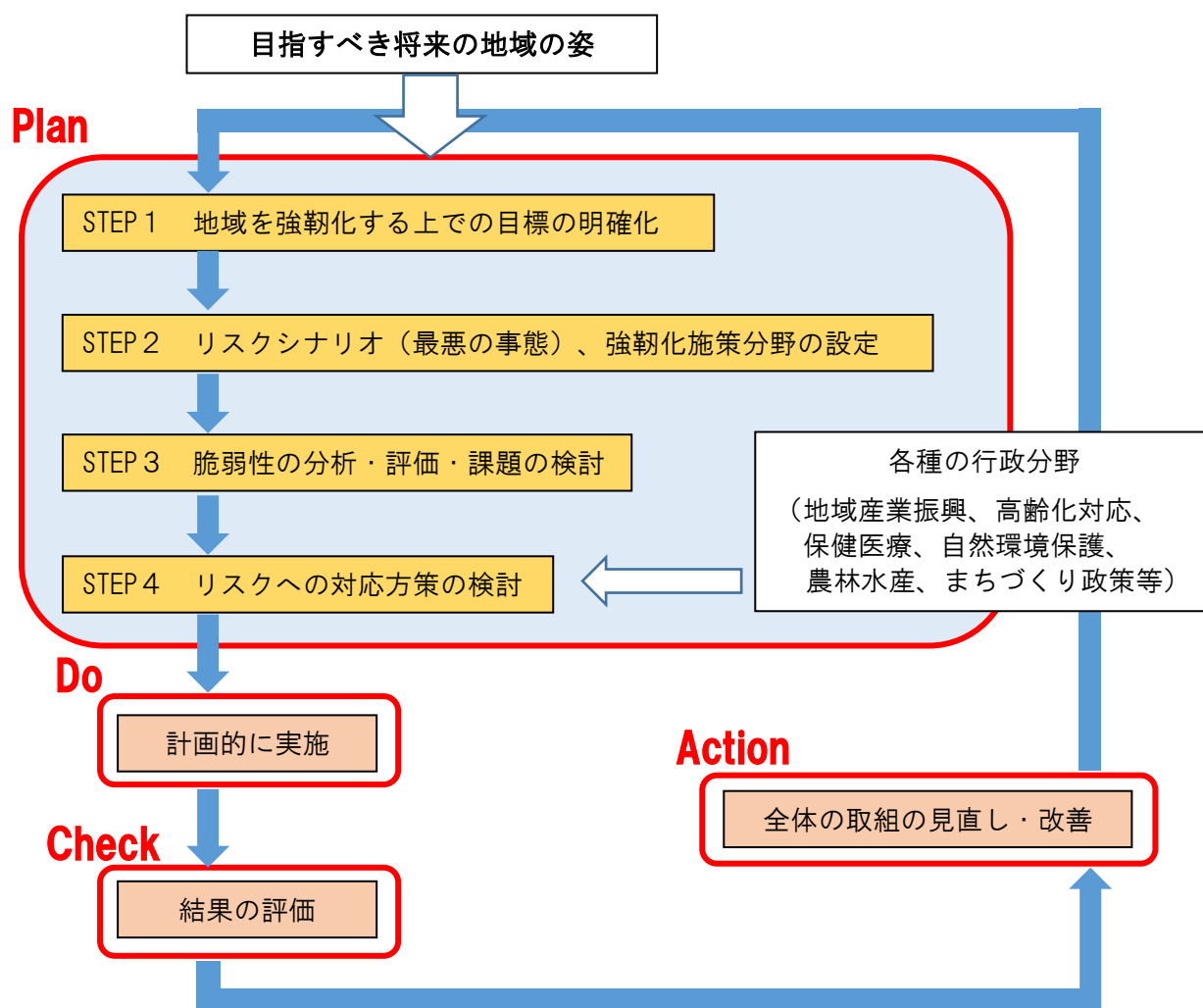
- ①自然災害の設定
 - ②リスクシナリオの設定
 - ③施策分野の設定
- （※本計画においては施策分野の設定は行わず、所管部署を設定した）

STEP 3 脆弱性の分析・評価・課題の検討 (P26～【別表1】に記載)

- ①マトリクス作成（既にある施策の整理）
- ②脆弱性の分析・評価・課題の検討

STEP 4 リスクへの対応方策の検討 (P11～)

脆弱性の評価結果に基づき、プログラムごとに対応方策を検討



6 江別市強靱化の目標

本市における強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持することに加え、札幌市に隣接し、4つの大学や各種研究機関が立地するなどの「強み」と、交通アクセスの良さといった「優位性」など、本市がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど、幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組です。こうしたことから、人口減少対策や地域経済の活性化など、本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければなりません。

本市の強靱化は、こうした見地から、本市のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。以上の考え方を踏まえ、本市の強靱化を進めるに当たっては、国の「国土強靱化基本計画」に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの基本目標に配慮しつつ、次の3つを「江別市強靱化地域計画」における基本目標として掲げ、「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」の基本目標のひとつである「安心して暮らせるまち」の実現に向け、関連施策を推進するものとします。

なお、国及び北海道において、強靱化の施策の取組に当たっては、持続可能な開発目標「SDGs」（※）の達成に向けて施策を推進していくこととしており、本市としても同様に関連施策の推進にあたっては、持続可能なまちづくりにつなげるため「SDGs」の視点を持って取り組みます。

江別市強靱化の目標

- （１）大規模自然災害から市民の生命、財産及び社会経済機能を守る
- （２）国・北海道の強靱化への貢献と、北海道・道内他市町村との連携を促進
- （３）災害に強い地域社会や地域経済の実現と迅速な復旧、復興体制の確立



『安心して暮らせるまち』の実現

※SDGs とは

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs[エス・ディー・ジーズ]）」とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016 年から 2030 年までの国際的な共通目標です。

持続可能な世界を実現するため 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、わが国においても、積極的に取り組みが進められています。

SDGs の 17 のゴールの中には、「11 住み続けられるまちづくりを」が掲げられており、都市の強靱化や多様な人々の生活の質を向上させる取組に大きな期待が寄せられています。

SDGs の基本的な考え方である「環境、経済、社会の統合的アプローチ」を踏まえ、強靱化の取組を進めることは、ゴール 11 が目指すまちづくりの達成のみならず、その他のゴールが目指す社会課題の解決につながります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



第2章 脆弱性評価

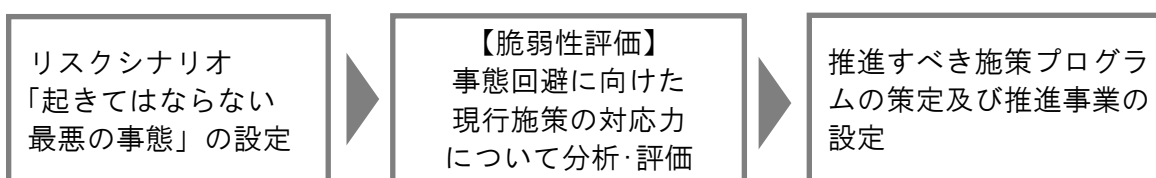
1 脆弱性評価の考え方

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、国土強靱化基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本市としても、本計画における地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取り組み状況や課題を整理した上で、分析・評価を行い地域の弱点を洗い出す脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】

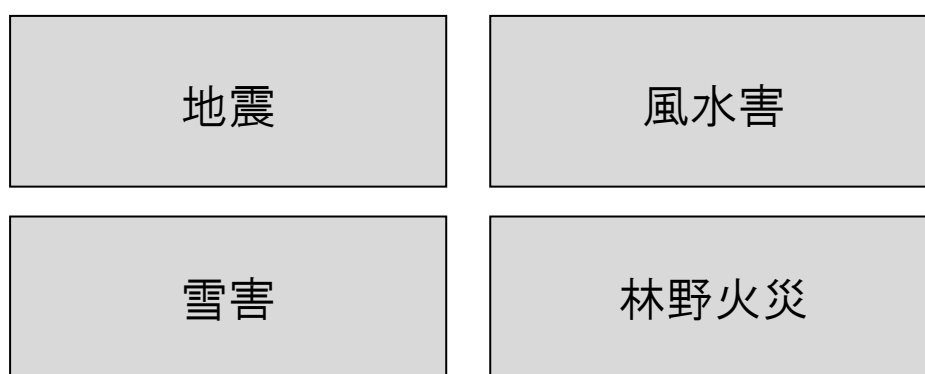


【脆弱性評価において想定するリスク（自然災害）】

「北海道強靱化計画」においては、今後、北海道に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しており、これを参考に、過去に本市で発生した自然災害を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害を、具体的なリスクとして想定しました。

また、国土強靱化への貢献という観点から、市内の大規模災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本市の対応力についても、併せて評価しました。

（想定するリスク ⇒ 4つの自然災害）



(2) 江別市が想定する災害

地震	◆月寒背斜に関連する断層の地震 (最大震度 7 と想定) ◆野幌丘陵断層帯の地震 (最大震度 7 と想定) ◆全国どこでも起こりえる直下の地震 (最大震度 6 強と想定) 出典：第 2 次江別市耐震改修促進計画	《地震被害予測》 ・全壊建物：約 2,900 棟 ・半壊建物：約 5,050 棟 ・死傷者：約 1,610 人
風水害	◆台風最盛期における豪雨による洪水 ◆台風最盛期における暴風 ◆台風等大雨に伴う土砂災害	
雪害	◆強い風を伴う地吹雪等による、主要幹線道路等の交通障害	
林野火災	◆市域の約 11% を占めている道立自然公園野幌森林公園 (2,053ha) における火災	

(3) 災害の記録：過去の主な自然災害

《地震》

- 昭和 57 年 3 月 浦河沖地震：震度 4
- 平成 5 年 1 月 釧路沖地震：震度 4
- 平成 15 年 9 月 十勝沖地震：震度 4
- 平成 30 年 9 月 北海道胆振東部地震：震度 5 強
 - 市内全域停電（離島を除く北海道全域が停電）
 - 住家被害：全半壊 24 棟、一部損壊 544 棟
 - 非住家被害：全半壊 6 棟、一部損壊 18 棟

《風水害》

- 昭和 56 年 8 月 集中豪雨：全壊 4 戸、床上浸水 440 戸、田畑の浸水 5,509 ha
- 昭和 56 年 8 月 暴風雨（台風 15 号）：床上浸水 91 戸、田畑の浸水 1,805 ha
- 平成 16 年 9 月 暴風（台風 18 号）：街路樹等の倒木 1,862 本
- 平成 30 年 9 月 暴風（台風 21 号）：街路樹等の倒木 2,694 本

《雪害》

- 昭和 61 年 1 月 暴風雪（異常低気圧）：国道 12 号、275 号、降雪による通行不能
- 平成 24 年 3 月 暴風雪（異常低気圧）：立ち往生車両 40 台

(4) 市外における主な自然災害リスク

① 首都直下地震

- 発生確率 … M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 … 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人
- 建物全壊 … 61 万棟
- 経済被害 … 95.3 兆円
- 被害範囲 … 1 都 8 県

② 南海トラフ地震

- 発生確率 … M8～9 クラス、30 年以内に 70～80% 程度
- 被害想定 … 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人
- 建物全壊 … 209.4 万棟
- 経済被害 … 213.7 兆円
- 被害範囲 … 40 都府県（関東、北陸以西）

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

本市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道と同じ7つのカテゴリーとし、海に面していない本市の地域特性を踏まえ、地震による津波の被害等を除外し、19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【 リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」 】

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による死傷者の発生・火山噴火に伴う降灰
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は、巻末の別表1「江別市強靱化に関する脆弱性評価」(P26～)のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを次のとおり示します。

4-1 「人命の保護」に関する事項

- ・不特定多数が集まる公共施設等については、災害時に避難所や救護用施設として利用されることもあるため、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要があります。また、これらの公共施設は、今後老朽施設が増加することを見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うとともに、民間建築物については、適正管理に向けた啓発のほか、管理不全な空き家等の対策が必要です。
- ・各種災害に対応した警戒区域の指定や最新の知見に基づくハザードマップの見直し、避難計画の作成と防災訓練の実施などソフト面の対策も含めて、本市をはじめ国や北海道など関係機関が連携し、災害時の対応を強化する必要があります。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を検討する必要があります。
- ・災害時の避難誘導など、的確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の収集・共有や住民等への情報伝達体制の強化のほか、「自助」「共助」の取組を最大限発揮するため、地域防災活動や防災教育を推進する必要があります。
- ・交流人口の拡大による地域活性化を図るため、観光振興にも取り組んでいることから、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導体制の整備など、きめ細かな防災対策を検討する必要があります。
- ・高齢者や障がい者等の要配慮者の安全確保に向けて、福祉避難所の確保や支援体制の構築を図るとともに、自主防災組織の結成促進を図るなど、地域防災力の向上に向けた取組が必要です。

4-2 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- ・被災地への救助・救援活動や医療支援については、被災地における保健・医療・福祉機能の充実に向け、避難所における良好な生活環境の確保、保健師や看護師による健康に配慮した運営体制の構築、官民協働による要配慮者への福祉支援の取組が必要です。
- ・災害対応における物資の備蓄や供給については、家庭や企業における物資の備蓄や運用改善、民間事業者との支援物資に係る協定の充実のほか、引き続き同時被災リスクの少ない遠方を含めた自治体間連携による支援体制の整備を進める必要があります。
- ・消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応力を高める必要があります。

4-3 「行政機能の確保」に関する事項

- ・大規模災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本市における業務継続体制の一層の強化を図る必要があります。

- ・市内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要があります。

4－4 「ライフラインの確保」に関する事項

- ・食料やエネルギーの安定供給に関しては、国及び北海道全体の強靱化に貢献するという本市の役割に照らし、これらの供給力の更なる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取組が必要です。
- ・市民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、災害対策について、施設の整備や体制の強化を図る必要があります。
- ・大規模災害時における被災地への物資供給や人的支援を迅速に進めるため、高速自動車道路、地域高規格道路、広域幹線道路及び都市幹線道路のネットワーク化を進める必要があります。

4－5 「経済活動の機能維持」に関する事項

- ・首都直下地震等に備え、首都圏企業等がリスク分散の観点から業務継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、企業の本社機能や生産拠点、コールセンター等の誘致について、引き続き取り組む必要があります。
- ・災害時における市内経済への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない企業の体制整備を促進するとともに、被災企業に対する金融支援策を検討する必要があります。

4－6 「二次災害の抑制」に関する事項

- ・二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備・保全のほか、農地・農業水利施設等の保全管理、「ため池」の防災対策を推進する必要があります。

4－7 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ・災害からの迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要があります。
- ・復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、若手層を中心とした担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要があります。
- ・自治体間相互の協定に基づく応援体制を整備するとともに、ボランティア組織の活動体制の構築を図る必要があります。

第3章 江別市強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靱化施策の取組方針を示す「江別市強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめます。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業として表記し整理します。（巻末の別表2「江別市強靱化のための推進事業一覧」P35～）

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや追加を行います。

4 施策プログラム一覧

脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載します。

プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くありますが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていません。

【江別市強靱化のための施策プログラム一覧】（５３項目）

1 人命の保護		
	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
	(1-1-1) 住宅・建築物等の耐震化	
	(1-1-2) 建築物等の老朽化対策	
	(1-1-3) 避難場所等の指定・整備・普及啓発	
	(1-1-4) 緊急輸送道路等の整備	
	(1-1-5) 地盤等の情報共有	
	(1-1-6) 消防水利の確保及び整備	
	(1-1-7) 防火対策・火災予防	
	1-2 土砂災害による死傷者の発生・火山噴火に伴う降灰	
	(1-2-1) 警戒避難体制の整備等	
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	
	(1-3-1) 洪水・内水ハザードマップの作成	
	(1-3-2) 河川・内水排除施設等の保全管理	
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
	(1-4-1) 暴風雪時における道路管理体制の強化	
	(1-4-2) 除排雪体制の確保	
	1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	
	(1-5-1) 冬季も含めた帰宅困難者対策	
	(1-5-2) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策	
	1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	
	(1-6-1) 関係機関の情報共有化	
	(1-6-2) 住民等への情報伝達体制の強化	
	(1-6-3) 観光客に対する情報伝達体制の強化	
	(1-6-4) 高齢者等の要配慮者対策	
	(1-6-5) 地域防災活動・防災教育の推進	
2 救助・救急活動等の迅速な実施		
	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	
	(2-1-1) 物資供給等に係る連携体制の整備	
	(2-1-2) 非常用物資の備蓄促進	
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	
	(2-2-1) 防災訓練等による救助・救急体制の強化	
	(2-2-2) 自衛隊体制の維持・拡充	
	(2-2-3) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備	
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	
	(2-3-1) 被災時の保健医療支援体制の強化	
	(2-3-2) 災害時における福祉的支援	
	(2-3-3) 防疫対策	
3 行政機能の確保		
	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下	
	(3-1-1) 災害対策本部機能の強化	

		(3-1-2) 業務継続体制の整備
		(3-1-3) 広域応援・受援体制の整備
4 ライフラインの確保		
	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	
		(4-1-1) 再生可能エネルギーの導入拡大
		(4-1-2) 電力基盤の整備
		(4-1-3) 多様なエネルギー資源の活用
		(4-1-4) 避難所等への石油燃料供給の確保
	4-2 食料の安定供給の停滞	
		(4-2-1) 食料生産基盤の整備
		(4-2-2) 道産食料品の販路拡大
		(4-2-3) 道産農産物の産地備蓄の推進
		(4-2-4) 生鮮食料品の流通体制の確保
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	
		(4-3-1) 水道施設の災害対策
		(4-3-2) 下水道施設の災害対策
	4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
		(4-4-1) 交通ネットワークの整備
		(4-4-2) 道路施設の防災対策・老朽化対策等
		(4-4-3) 広域的な公共交通の維持
5 経済活動の機能維持		
	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	
		(5-1-1) リスク分散を重視した企業立地等の推進
		(5-1-2) 企業の業務継続体制の強化
		(5-1-3) 被災企業等への金融支援
6 二次災害の抑制		
	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生	
		(6-1-1) ため池の防災対策
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
		(6-2-1) 森林の整備・保全
		(6-2-2) 農地・農業水利施設等の保全管理
7 迅速な復旧・復興等		
	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
		(7-1-1) 災害廃棄物の処理体制の整備
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	
		(7-2-1) 災害対応に不可欠な建設業との連携
		(7-2-2) 行政職員等の活用促進
		(7-2-3) 地域コミュニティ機能の維持・活性化

5 江別市強靱化に関する施策プログラム

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

- ①「北海道耐震改修促進計画」及び「江別市耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、国や北海道の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。
- ②耐震性が不十分とされている市庁舎及び市民会館、青年センターの耐震化については、「江別市耐震改修促進計画」に基づき、市民需要や人口動向、地震災害時における拠点施設の機能確保や避難所としての施設規模等を踏まえ、各市有施設の機能のあり方などの総合的な検討のもとに進めていく。
- ③住区会館など市民が利用する集会施設、消防施設など災害時に機能の確保が必要な施設、保育園など幼児が常時利用する施設、高齢者などの要配慮者利用施設、地域防災計画において避難所として位置付けられている施設は、施設の利用状況や防災上の重要性等を考慮しながら耐震化に努める。

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

- ①市営住宅や小中学校などの公共建築物の老朽化対策については、「江別市公共施設等総合管理計画」のほか、「江別市営住宅長寿命化計画」などの個別施設計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- ②民間建築物の老朽化対策については、「江別市空家等対策計画」に基づき、空き家等に関する管理意識の醸成により、管理不全な空き家等の発生抑制を図るほか、相談への対応や専門家による相談窓口等の情報提供を行うとともに、空き家等の除却及び利活用の促進に努める。

【1-1-3】避難場所等の指定・整備・普及啓発

- ①市民にとってわかりやすく安全な避難場所の設置に向けて、避難所等の指定や整備を推進する。
- ②災害種別に応じて開設する避難所及び避難行動に関する周知啓発に努め、出前講座等を通じて理解度の向上を図る。
- ③自治会や自主防災組織等が主体となった避難所運営訓練の継続した実施により、運営体制等を含め地域の災害対応力の向上を図る。
- ④避難生活に特段の配慮を要する方のため、社会福祉法人等との連携を図りながら、二次的な避難場所である福祉避難所の確保に努め、避難者の受入方法や受入態勢、移動手段などの体制を整備する。

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

- ①災害時における緊急輸送の円滑かつ確実な実施のため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路や避難路等の計画的な整備を推進するとともに、無電柱化等について、関係機関と検討を行う。

【1-1-5】地盤等の情報共有

- ①大規模盛土造成地における被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民へ情報提供するなどの取組を推進する。

【1-1-6】消防水利の確保及び整備

- ①消火栓使用不能時の消防水利確保のため、耐震性を有する防火水槽の計画的な設置や維持管理を推進する。

【1-1-7】防火対策・火災予防

- ①住宅密集地における延焼拡大防止に向けた防火対策の推進を図る。
- ②民間事業者に対して防火及び保安管理に係る法令順守の徹底を図るとともに、民間防火組織への防火意識の高揚を図る。

《指 標》

「1-1-1」住宅の耐震化率 87% (H30) → 95% (R2)

「1-1-1」多数の者が利用する建築物の耐震化率 89% (H30) → 95% (R2)

「1-1-1」小中学校の耐震化率 100% (R1) → 100% (R4)

「1-1-3」指定避難所の指定状況 70箇所 (R1) → 増加 (R4)

「1-1-6」設置から50年が経過し点検が未実施の防火水槽 10基 (R2) → 8基 (R4)

1-2 土砂災害による死傷者の発生・火山噴火に伴う降灰

【1-2-1】警戒避難体制の整備等

- ①土砂災害による被害の発生に備え、北海道など関係機関と連携した急傾斜地等の対策を進める。
- ②北海道が決定した土砂災害警戒区域等の住民に対し、「土砂災害ハザードマップ」による周知を行うなど、災害時に適切に避難できる体制の整備を進める。
- ③火山噴火警戒情報について、降灰による市民の生活や健康への影響を勘案しながら、注意喚起等の方法の検討を進める。

《指 標》

「1-2-1」急傾斜地崩落危険箇所 8 箇所 → 状況に応じて更新

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

- ①国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜、防災あんしんマップ（洪水ハザードマップ）の情報を更新するとともに、市民への周知の徹底や防災あんしんマップに基づく防災訓練等を実施する。
- ②浸水実績に基づく内水被害の発生状況等を踏まえた対応を検討する。

【1-3-2】河川・内水排除施設等の保全管理

- ①市管理の河川及び内水排除施設について、河川の増水による浸水被害や内水による冠水を防ぐため、計画的な浚渫・雑木処理・草刈・施設整備等を実施し、適切な維持管理による治水対策を推進する。

《指 標》

「1-3-1」防災あんしんマップ作成状況（R1 改訂）→ 状況に応じて更新

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

- ①国や北海道の各道路管理者との情報共有や相互連携により除雪体制を強化する。
- ②農村地域も含めた地元自治会と連携し、局所的な吹き溜まりなどの交通障害に対応する。
- ③業者同士の除雪作業の相互支援により、市内全域における弾力的な除雪体制を確保する。
- ④将来にわたり安定した除雪体制を確保するため、除雪機械の計画的な更新及び適切な増強を進め、本市の地域性に適した車両を配備する。あわせて、除雪機械オペレーターを確保するため、情報通信技術（ICT）なども活用して労働環境の改善や育成のための対策を実施する。

【1-4-2】除雪体制の確保

- ①異常気象時の緊急車両の通行や公共交通機関と接続する道路網を確保するため、優先度をもって市内主要道路の除雪を行う。
- ②暴風雪時の車の立ち往生を防止するため、道路パトロール、気象条件などから立ち往生の発生が予想される場合、通行止めを実施する。
- ③通行止めを実施した場合、他の道路管理者と連携し迂回路を確保する。国道、道道において通行止めが発生した場合も相互に連携し迂回路の確保を行う。
- ④立ち往生が発生した場合は、警察や消防と適宜情報共有し対応にあたる。
- ⑤市内の通行止め路線や、立ち往生の防止に役立つ情報をタイムリーに発信する。

《指 標》

「1-4-1」除雪計画 策定済（毎年）

「1-4-1」除排雪機械更新台数 22 台（R1）→ 25 台（R4）

「1-4-1」除排雪機械配備体制 構築済（R1）→ 増強（R4）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【1-5-1】冬季も含めた帰宅困難者対策

- ①災害時における公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者の一時的な受入態勢の整備や、避難所の周知・誘導などの避難対策の検討を進める。

【1-5-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- ①避難所における冬季防寒対策として、毛布、移動式ストーブ等の資機材の計画的な備蓄を進めるとともに、拠点となる避難所等に発電設備の整備、また長時間の停電対策として電力と燃料を供給できる体制の整備に努める。

《指 標》

「1-5-2」毛布 10,000 枚 (R1) → 寝袋 1,500 個 (追加備蓄) (R4)

「1-5-2」可搬式発電機 71 台 (R1) → 100 台 (R4)

「1-5-2」移動式ストーブ 70 台 (R1) → ジェットヒーター6 台 (追加備蓄) (R4)

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-6-1】関係機関の情報共有化

- ①災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線や防災携帯電話等の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を推進する。また、IP無線を増やし連絡体制の強化を図る。
- ②国の全国瞬時情報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、Em-Net(エムネット)などの防災情報システム等の防災情報共有システムの効果的な運用による情報共有と住民への迅速な情報の提供に努める。

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

- ①災害時には、自助・公助とともに地域コミュニティにおける住民間の共助が不可欠であることから、江別市自治会連絡協議会をはじめ、不動産会社等とも連携した取組により自治会への加入促進を推進する。
- ②災害時に安全な避難行動をとれるよう、避難勧告等の「判断・伝達マニュアル」を作成し情報伝達体制を整備するとともに、迅速・適切な行動を示すために作成している各種「タイムライン」について、新たに北海道開発局札幌開発建設部と連携して石狩川を対象とした「江別市タイムライン」の作成を進めるほか、必要に応じた見直しを行う。また、江別市防災情報提供サービスへの登録者の増加を図るとともに、災害情報の伝達手段の多様化・多言語化について検討を行い、効果的な情報伝達手段の確保に努める。

【1-6-3】観光客に対する情報伝達体制の強化

- ①外国人を含む観光客が災害情報を取得できるよう、観光施設等における無料公衆無線 LAN の整備、情報発信の多言語対応など、観光客に対する災害情報の伝達体制の強化に努める。

【1-6-4】高齢者等の要配慮者対策

- ①要介護高齢者や障がい者など、災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、避難行動要支援者名簿を整備・更新するとともに、地域との連携による対象者名簿の適正管理、支援体制の整備を進める。
- ②浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)において、水防法で定める避難確保計画の作成を支援し、洪水時等における迅速な避難の確保を図る。

【1-6-5】地域防災活動・防災教育推進

- ①「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダー養成、自主防災組織の結成促進など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。

- ②地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、関係団体との連携強化を図るとともに、学生などの若年層の消防団への加入促進を図る。
- ③防災訓練・セミナー・出前講座等を通じて、市民の防災意識の向上を図る。また、小中学校では、定期的な避難訓練や集団下校訓練を実施するとともに、授業内容に併せて災害や防災についての教育を行うなど、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上を図る。

《指 標》

- 「1-6-1」 防災行政無線（MCA 無線）台数 7 台（R1）→7 台（R4）
「1-6-1」 I P 無線台数 28 台（R1）→34 台（R4）
「1-6-2」 自治会加入率 67.6%（R1）→維持（R4）
「1-6-2」 防災情報提供サービスの登録者数 5,526 人（R1）→増加（R4）
「1-6-4」 避難確保計画を作成した施設の割合 82%（R1）→100%（R4）
「1-6-5」 自主防災組織の設立割合 83%（R1）→90%（R4）
「1-6-5」 防災訓練・セミナー・出前講座等の参加人数 21,858 人（R1）→増加（R4）

（２） 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【2-1-1】支援物資の供給等に係る連携体制の整備

- ①物資供給をはじめ、医療・救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、平時からの協力関係を構築する。
- ②友好都市提携を行っている高知県土佐市とは「災害時相互支援協定」を締結しており、同時被災リスクが少ないという観点から、災害時における連携体制の強化を進める。

【2-1-2】非常用物資の備蓄促進

- ①災害に備え 3 日間分の食料や飲料水、最低限の生活物資、医薬品等の備蓄を行うよう市民への啓発活動を推進する。
- ②非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置に努める。

《指 標》

- 「2-1-1」 災害時の協力協定数 53 件（R1）→60 件（R4）
「2-1-2」 備蓄食料の確保 10,000 人（R1）→10,000 人（R4）
「2-1-2」 備蓄整備計画の改訂（R1）→必要に応じ改訂

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

- ①各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の向上を図る。
- ②消防職員の災害対応力の向上・強化を図るため、消防職員としての必要な資格取得や各種研修の受講など、計画的な人材育成を推進する。
- ③事業所、学校、市民に対して救命講習やAED講習を実施するなど、応急手当の普及・啓発を推進する。

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

- ①道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他自治体など関係機関が連携した取組を推進する。

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- ①災害現場における安全と効率的な活動の確保のため「消防機械器具整備計画」に基づき消防車両及び消防機械器具を計画的に整備する。

《指 標》

「2-2-1」総合防災訓練実施回数 年1回(R1)

・総合防災訓練：R2から隔年実施 →維持(R4)

・地域連携避難所運営訓練：R2から毎年実施 →維持(R4)

「2-2-1」消防団員充足率 91.3%(R2) →100%(R4)

「2-2-1」救命講習受講者数 2,927人(R1) →増加(R4)

「2-2-3」消防機械器具整備計画の策定(H26) →必要に応じ改訂

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-1】被災時の保健医療支援体制の強化

- ①災害規模に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会・歯科医師会に対する派遣要請はもとより、災害急性期は北海道に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請するなど、災害時医療支援体制の強化を推進する。

【2-3-2】災害時における福祉的支援

- ①地域や自主防災組織、関係機関等と連携を図り、災害時要支援者等に対する適切な支援体制の構築に努める。
- ②福祉避難所での受入体制の整備を検討する。

【2-3-3】防疫対策

- ①災害時における感染症のまん延防止を図るため、定期的な予防接種の実施及び感染症の予防に関する知識の啓発を行うことで防疫対策を推進する。
- ②避難場所等のトイレ機能確保を図るため、簡易トイレや災害用トイレ袋等の計画的な備蓄に努める。
- ③避難所における新型コロナウイルスなどの感染症対策として、衛生物品や間仕切り等の備蓄を進め、感染症対策を講じた避難所運営を行う。避難者には、マスク・体温計等の持参を周知していく。

《指 標》

「2-3-2」福祉避難所の設置運営に関する災害時協力協定数 14 事業所 (R1) → 増加 (R4)

「2-3-2」段ボールトイレ 35 個 (R1) → 140 個 (R4)

「2-3-3」予防接種法に基づく麻しん・風しん混合ワクチン第2期の接種率 98.8% (R1)
→ 集団発生を免れる 95%以上 (R4)

(3) 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

【3-1-1】災害対策本部機能の強化

- ①災害対策本部訓練の実施・検証を行うほか、庁舎被災時を想定した代替場所での本部運営訓練を行うなど、本部機能の強化に向けた取組を推進する。
- ②総合的な防災・災害復旧の拠点となる市庁舎は耐震性が不足しているため、計画的な整備を検討する。

【3-1-2】業務継続体制の整備

- ①災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びその他行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の改善や改訂に努める。

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

- ①大規模自然災害時の災害応急体制の確保を図るために、自治体間相互の応援協定を締結していることから、その効果的な運用を行うための受援体制の構築に向け検討を進める。

《指 標》

「3-1-2」江別市業務継続計画 (BCP) 策定 (H29) → 必要に応じ改訂

「3-1-3」北海道消防相互応援協定締結 (H3) → 必要に応じ改訂

「3-1-3」緊急消防援助隊受援計画策定 (R2) → 必要に応じ改訂

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

- ①既存のエネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合のバックアップとして再生可能エネルギーの役目は大きく、国・北海道などの関係機関と連携を図り、導入拡大に向けた検討を進める。

【4-1-2】電力基盤の整備

- ①江別市環境管理計画後期推進計画に基づき、公共施設等における省エネルギー化の推進を図るとともに、節電・省エネに向けた市民啓発イベントを実施するなど、省エネルギーの取組を推進する。

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

- ①太陽光、バイオマス、地中熱等の再生可能エネルギーをはじめ、天然ガス、燃料電池、ごみ焼却の排熱利用、下水処理における消化ガス利用など、多様なエネルギー資源の有効活用について検討するとともに、災害時でも活用できる新たな電力として、プラグインハイブリッド車 (PHEV) などの公用車導入について検討を行う。

【4-1-4】避難所等への石油燃料供給の確保

- ①江別石油事業協同組合との協定に基づき、災害時の救助・救急のほか、災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等で石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を図る。

《指 標》

「4-1-1」再生可能エネルギーを導入している公共施設数 14 施設 (R1) → 増加 (R4)

「4-1-3」自動車会社との災害時協力協定数 0 件 (R1) → 増加 (R4)

4-2 食料の安定供給の停滞

【4-2-1】食料生産基盤の整備

- ①本市の基幹産業である農業については、生産者のさらなる経営安定化を図るための農業基盤整備などをすすめ、生産の維持・安定および災害に強い生産基盤の整備を進める。
- ②いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策などの施設の更新を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備や計画的な老朽化対策を着実に推進する。
- ③高齢化や労働人口の減少による労働力不足は、地域食料供給減や自給率の低下に繋がることから、労働力の確保と合わせて、効果的な農地の利用集積や機械化・ICT化などの省力化対策の導入を推進する。

【4-2-2】道産食料品の販路拡大

- ①大規模自然災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓・拡大等により、一定の生産量を確保していくことが重要であることから、地産地消の推進や地域特性・優位性を活かした高付加価値化及び販路拡大に対する支援を行う。

【4-2-3】道産農産物の産地備蓄の推進

- ①北海道や民間団体など関係機関と連携することで、平時における農産物の安定供給に加え、大規模自然災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

【4-2-4】生鮮食料品の流通体制の確保

- ①災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するために、関係機関・団体等との情報共有を図る。

《指 標》

「4-2-1」遊休農地面積 0ha (R1) → 0ha (R4)

「4-2-2」農業販売額 4,838 百万円 (H29) → 5,294 百万円 (R3)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【4-3-1】水道施設の災害対策

- ①災害時においても水道水を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策を進めるとともに、今後の水需要などを考慮した水道施設の更新を図る。
- ②水道施設が被災した場合に備え、応急復旧や応急給水の訓練の実施、資機材の備蓄、水道施設の整備を含め、応急対策について更なる体制の強化を図る。

【4-3-2】下水道施設の災害対策

- ①平成 28 年度に下水道機能の早期回復を目的とした「江別市下水道事業業務継続計画」を策定。災害対応や訓練等を踏まえ、業務継続計画の検証及び見直しを推進する。
- ②下水道施設の老朽化による事故発生や機能停止を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、点検・調査や計画的な改築を行い、適切な老朽化対策を推進する。
- ③災害時においても下水道機能を確保するため、機能の早期回復や更新に合わせた耐震化など総合的に地震対策を推進する。
- ④大規模自然災害時に、生活排水等が公共用水域に流出することを防ぐために、汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の設置替えを推進するとともに、生活排水処理施設計画に基づき合併処理浄化槽普及率向上に向けた普及啓発を行う。

《指 標》

「4-3-1」基幹管路耐震管率 20.5% (R1) → 25.0% (R4)

「4-3-1」漏水率 1.4% (R1) → 1.4% (R4)

「4-3-2」老朽管更新延長 2.9km (R1) → 6.7km (R4)

「4-3-2」合併浄化槽の普及率 50.4% (R1) → 51.3% (R4)

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-1】交通ネットワークの整備

- ①大規模自然災害時における被災地への物資供給や人的支援を迅速に進めるため、市街地を中心とした主要な道路網を構成する都市幹線道路の未整備区間の整備や道路機能の強化を推進するとともに、地域高規格道路及び広域幹線道路の未整備区間の整備に向けた取組を推進する。

【4-4-2】道路施設の防災対策、老朽化対策等

- ①災害時に避難等の障害となる放置自転車や倒木の恐れがある街路樹について、計画的な駐輪場の整備や街路樹の伐採・剪定を実施し、適切な防災対策を推進する。
- ②橋梁など道路施設の老朽化対策として、定期点検や長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕・更新等を実施する。また、橋梁の耐震化について、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁並びに第三者被害が想定される跨線橋の対策を優先するなど計画的な整備の推進に努める。

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

- ①本市におけるバス路線は、札幌市をはじめとする周辺都市との間を結ぶ公共交通機関であり、広域的に経済を支えるインフラであるため、バス事業者・国・北海道などの関係機関と連携し、必要な取組を推進する。

《指 標》

「4-4-1」道路網整備延長 約 178km (R2) → 約 181km (R4)

「4-4-2」橋梁定期点検（2 巡目） 58 橋 (R1) → 139 橋 (R3)

「4-4-2」橋梁修繕・更新 14 橋 (R1) → 38 橋 (R5)

「4-4-3」地域間バス路線 19 系統 (R2) → 19 系統 (R4)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の推進

- ①国内最大の食料供給地域である北海道の地域特性や冷涼な気候のほか、首都圏等との同時被災のリスクが少ないといった地理的優位性を活かし、食品製造加工施設や情報関連施設、コールセンターなどの企業誘致を促進する。

【5-1-2】企業の業務継続体制の強化

- ①民間企業における業務継続計画の策定を促進するため、経済団体と連携し、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルの普及啓発を図るとともに、計画策定の支援に努める。

【5-1-3】被災企業等への金融支援

- ①災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や北海道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するほか、本市が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。

《指 標》

「5-1-1」立地企業・事業所数 2件(R1)→10件(R4累計)

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【6-1-1】ため池の防災対策

- ①ため池の決壊による甚大な二次災害を防止するため、点検・診断に基づく対策を推進するとともに、防災重点ため池に指定された地域の住民と共に作成した防災あんしんマップの周知徹底を図る。

《指 標》

「6-1-1」防災重点ため池ハザードマップの策定（R2）→ 状況に応じて更新

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【6-2-1】森林の整備・保全

- ①野幌森林公園での林野火災を防止し、森林が持つ防災・減災などの多様な機能を発揮させるため、森林の所有者である国や北海道と連携し、適切な整備や保全に努める。
②野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

【6-2-2】農地・農業水利施設等の保全管理

- ①農地等の多面的機能を発揮させ、かつ保全を行うため、関係機関と連携した農業水利施設の適正な管理と計画的な整備・更新を推進する。
②農業用水路の安定的な水の供給のため、老朽化対策及び計画的な施設・設備の更新を図るとともに、ICTを活用した水位監視などの研究を進める。
③農地が荒廃しないよう、鳥獣被害防止対策を適正に実施する。

《指 標》

「6-2-1」江別市林野火災発生件数	0 件（R1）→ 0 件（R4）
「6-2-2」揚水機場維持管理点検回数	2 回（R1）→ 2 回（R4）
「6-2-2」排水機場維持管理点検回数	9 回（R1）→ 9 回（R4）

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

- ①早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき災害時の処理体制の整備を進める。
- ②大規模自然災害時に災害廃棄物処理が滞ることがないように、廃棄物処理施設の適切な維持管理や計画的な整備を進める。

《指 標》

「7-1-1」江別市災害廃棄物処理計画策定（H31）→ 必要に応じ改訂

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

- ①大規模自然災害時の復旧・復興を迅速に進めていくため、建設業関係団体等との連携体制の構築や専門的技術等の活用を図る。
- ②減少する建設業就業者及び技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であり、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む。

【7-2-2】行政職員等の活用促進

- ①大規模自然災害時の人材不足を補うため、自治体間相互の協定に基づき広域応援の効果的な運用を行うために受援体制の構築を図る。
- ②災害時におけるボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、災害ボランティアセンターの運営を担う社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動による支援体制を構築するとともに、担い手の育成強化に努める。

【7-2-3】地域コミュニティ機能の維持・活性化

- ①人口減少、高齢化が進む農村地域において、地域の実情に即した活性化対策を実施する必要がある、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組などにより、農村地域の活性化を図る。

《指 標》

「7-2-1」応急対策業務に関する災害時協力協定数 7件（R1）→維持

第4章 計画の推進管理

1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

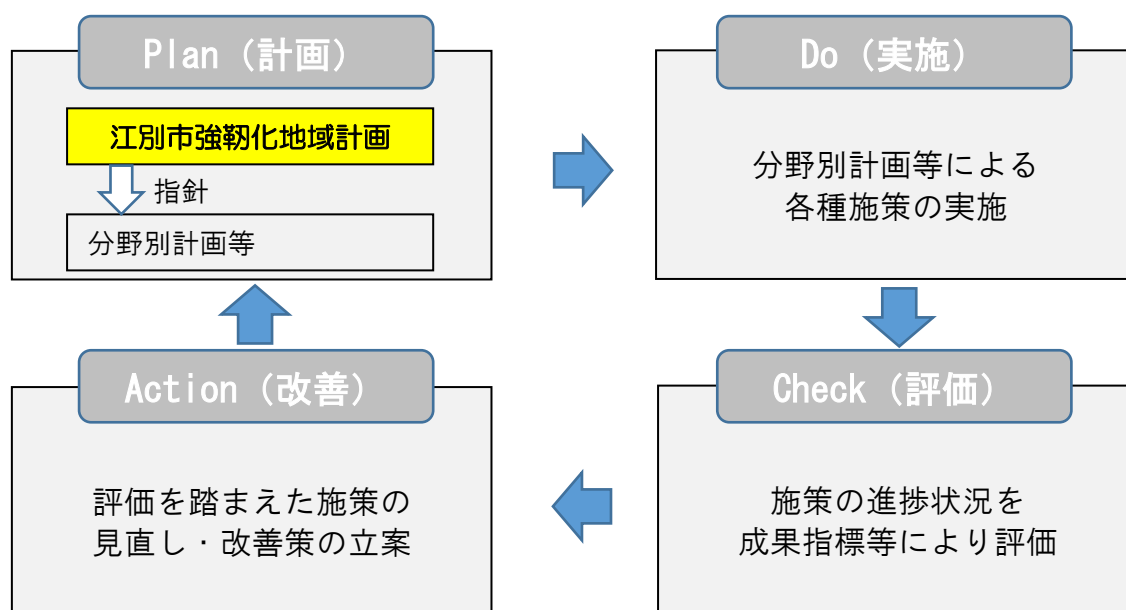
このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・当該施策に関連する庁内の所管部局、国の関係府省庁、北海道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・指標の達成状況 等

2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、江別市強靱化のスパイラルアップ（継続的な整備効果の向上）を図っていきます。



【別表１】 江別市強靱化に関する脆弱性評価

(１) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

《評価結果》

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

- ①「北海道耐震改修促進計画」及び「江別市耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、国や北海道の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- ②市有建築物については、今まで優先的に進めてきた小中学校の耐震化率は100%となっていることから、今後は市庁舎等の不特定多数が集まる施設や災害時に避難所等として利用される施設の耐震化を図る必要がある。

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

- ①公営住宅や小中学校などの公共建築物の老朽化対策については、「江別市公共施設等総合管理計画」のほか、「江別市営住宅長寿命化計画」などの個別施設計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する必要がある。
- ②民間建築物の老朽化対策については、「江別市空家等対策計画」に基づき、空き家の状況に応じた適正管理の促進や老朽化等への対応として、所有者等への意識啓発と相談体制の整備等を図るとともに、除却への支援や利活用策の推進が必要である。

【1-1-3】避難場所等の指定・整備・普及啓発

- ①「江別市地域防災計画」に基づき避難場所や避難施設を指定しており、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するとともに、引き続き、避難所等の整備を行いながら、防災あんしんマップやホームページのほか、出前講座などを通じて、避難行動についての理解を深める必要がある。
- ②高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保に向けて、社会福祉法人等との連携のもと、必要な福祉避難所の指定・確保を図るとともに、受入態勢の構築に努める必要がある。

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

- ①救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路は、国や北海道などと連携を図り整備を推進する必要がある。また、災害時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化について、調査研究及び関係機関との検討を行う必要がある。

【1-1-5】地盤等の情報共有

- ①大規模盛土造成地における被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民へ情報提供するなどの取組を促進する必要がある。

【1-1-6】消防水利の確保及び整備

- ①同時多発火災や地震による消火栓使用不能等に備えた耐震性のある防火水槽の計画的な設置や維持管理を推進する必要がある。

【1-1-7】防火対策・火災予防

- ①一般住宅及び小規模飲食店に対する消火器の設置促進を図る必要がある。
- ②通電火災防止に向けた研修会などの開催が必要である。
- ③民間防火組織及び事業所に対して、防火・防災訓練の実施が必要である。

《指 標》

- 「1-1-1」住宅の耐震化率 87% (H30)
- 「1-1-1」多数の者が利用する建築物の耐震化率 89% (H30)
- 「1-1-1」小中学校の耐震化率 100% (R1)
- 「1-1-3」指定避難所の指定状況 70箇所 (R1)
- 「1-1-6」設置から50年が経過し点検が未実施の防火水槽 10基 (R2)

1-2 土砂災害による死傷者の発生・火山噴火に伴う降灰

《評価結果》

【1-2-1】警戒避難体制の整備等

- ①土砂災害の発生の可能性がある危険箇所について、指定区域住民等への周知徹底を図るとともに、関係機関と連携を図り危険性が高い箇所における土砂災害対策を行う必要がある。
- ②警戒区域、避難所・避難経路等の周知徹底を図り、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を行う必要がある。
- ③本市は、北海道地域防災計画における「火山周辺市町村」には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰に対する警戒が必要である。

《指 標》

- 「1-2-1」急傾斜地崩落危険箇所 8箇所 (R1)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

《評価結果》

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

- ①国が公表した想定最大規模の降雨に基づき、浸水想定区域を示した防災あんしんマップを作成し、広報えべつへの同梱による配布を行い周知徹底を図っているが、引き続き、この防災あんしんマップに基づく防災訓練の実施を促進する必要がある。
- ②内水による市街地等への浸水リスクを検証し、必要に応じて内水ハザードマップの作成を検討する必要がある。

【1-3-2】河川・内水排除施設等の保全管理

- ①市管理の河川及び内水排除施設について、内水による冠水や浸水被害を防ぐため、計画的に浚渫・雑木処理・草刈・施設保全等を実施し、適切な維持管理による治水対策を推進する必要がある。

《指 標》

「1-3-1」 防災あんしんマップ作成状況 (R1 改訂)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

《評価結果》

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

- ①平時に加えて暴風雪などの異常気象時に円滑に除排雪作業を行うため、国や北海道の各道路管理者との情報共有、相互連携を強化する必要がある。
- ②局地的な交通障害に対応するため、地元との連携を強化する必要がある。
- ③吹き込み常襲箇所や局所的な気象現象に対応するため、業者間の相互支援体制を強化する必要がある。
- ④安定して除雪体制を確保していくためには、積雪寒冷地の地域特性に適した除雪機械を選定し、配備していく必要がある。
また、除雪作業を担う人材確保のための対策も併せて実施していく必要がある。

【1-4-2】除雪体制の確保

- ①人命保護のため、遅れなく除雪作業を行い、緊急車両の通行及び公共交通機関と接続する道路網を確保する必要がある。
- ②暴風雪時の立ち往生発生の防止及び立ち往生の大規模化を防ぐために、通行止めなどの事前の発生防止策を講じる必要がある。
- ③通行止めの際には、2次被害防止のためにも各道路管理者と連携して迂回路を確保するなど、俯瞰的に対応する。
- ④通行止めによる混乱や立ち往生の発生を防止するため、最新の情報を遅れなく分かりやすく発信する必要がある。

《指 標》

「1-4-1」 除雪計画 策定済 (毎年)
「1-4-1」 除排雪機械更新台数 22 台 (R1)
「1-4-1」 除排雪機械配備体制 構築済 (R1)

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

《評価結果》

【1-5-1】冬季も含めた帰宅困難者対策

- ①災害時における公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者の一時的な受入態勢の整備、宿泊施設や避難所等の周知・誘導などの避難対策について検討を進める。

【1-5-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- ①積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、毛布、移動式ストーブ等の資機材の確保に努めるとともに、拠点となる避難所等が長時間停電した場合の対策を講じる必要がある。

《指 標》

「1-5-2」 毛布 10,000 枚 (R1)
「1-5-2」 可搬式発電機 71 台 (R1)
「1-5-2」 移動式ストーブ 70 台 (R1)

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

《評価結果》

【1-6-1】関係機関の情報共有化

- ①災害時における情報連絡体制の確保に向けては、災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ確かな情報の収集、伝達体制の構築が求められることから、防災行政無線（MCA無線）、携帯電話等の計画的な更新や動作確認などの適正管理を推進する必要がある。
- ②国の全国瞬時情報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、Em-Net（エムネット）などの防災情報システム等による災害情報の共有を図りながら、効果的な運用が必要である。

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

- ①災害時には、自助・公助とともに共助として地域コミュニティの強化、住民間のつながりが不可欠であることから、一番身近な組織である自治会への加入促進について、江別市自治会連絡協議会と連携した取組を行うとともに、不動産会社等とも連携した取組を更に検討していく必要がある。
- ②大規模自然災害時に安全な避難行動をとれるよう、避難勧告等の「判断・伝達マニュアル」を作成し情報伝達体制を整備するとともに、迅速・適切な行動を示すために作成している各種「タイムライン」について、新たな作成や必要に応じた見直しを行う必要がある。
- ③江別市防災情報提供サービスにより、登録者には、全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて国から発信される情報等を伝達するほか、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、緊急エリアメール、Yahoo!防災情報、広報車などを通じて市民への情報伝達を図るとともに、停電時の情報伝達手段の確保や在住外国人に対しても各種防災マップの多言語化等、情報伝達体制強化の取組を進めるなど、災害情報の伝達方法の多様化について検討を行い、効果的な情報伝達手段の確保に取り組む必要がある。

【1-6-3】観光客に対する情報伝達体制の強化

- ①災害発生時において、観光客に対し、迅速かつ正確な災害情報を提供する必要があるが、特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあるため、多言語に対応した情報発信の強化や情報収集手段の確保を検討する必要がある。

【1-6-4】高齢者等の要配慮者対策

- ①災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導等の支援を迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿を整備・更新するとともに、地域と連携した支援体制の構築と対象者情報の適正管理を行う必要がある。
- ②浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）において、水防法で定める避難確保計画の作成を促進する必要がある。

【1-6-5】地域防災活動・防災教育推進

- ①「地域防災マスター制度」などを活用し、地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- ②地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、関係団体との連携強化を図るとともに、消防団への加入促進を図る必要がある。
- ③防災訓練・セミナー・出前講座等の開催を通じて、市民の防災意識の向上を図る必要がある。また、小中学校では、定期的な避難訓練や集団下校訓練のほか、授業内容に併せて災害や防災についての教育を行うなど、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を継続的に進める必要がある。

《指標》

- 「1-6-1」 防災行政無線（MCA無線）台数 7台（R1）
- 「1-6-1」 IP無線台数 28台（R1）
- 「1-6-2」 自治会加入率 67.6%（R1）
- 「1-6-2」 防災情報提供サービスの登録者数 5,526人（R1）
- 「1-6-4」 避難確保計画を作成した施設の割合 82%（R1）
- 「1-6-5」 自主防災組織の設立割合 83%（R1）
- 「1-6-5」 防災訓練・セミナー・出前講座等の参加人数 21,858人（R1）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

《評価結果》

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

- ①地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療・救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、市町村、民間企業・団体等との間で各種応援協定を締結しているが、平時から協力関係の構築に努める必要がある。
- ②友好都市提携を行っている道外の高知県土佐市と「災害時相互支援協定」を締結しており、同時被災リスクが少ないという観点から、災害時の連携体制を強化する必要がある。

【2-1-2】非常用物資の備蓄促進

- ①家庭や企業等においては、災害による被害や冬期間の対応なども想定し、3日分の食料、飲料水等最低限の備蓄を行うよう啓発を推進するとともに、非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への適正配置を推進する必要がある。

《指標》

- 「2-1-1」災害時の協力協定数 53件 (R1)
- 「2-1-2」備蓄食料の確保 10,000人 (R1)
- 「2-1-2」備蓄整備計画の改訂 (R1)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

《評価結果》

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

- ①本市や防災会議等による各種訓練の実施を通して、関係機関相互の連携体制の強化を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- ②消防職員の災害対応力の向上・強化を図るため、消防職員としての必要な資格取得や各種研修の受講など、計画的な人材育成を推進する必要がある。
- ③事業所、学校、市民に対して救命講習を実施するなど、応急手当の普及・啓発を推進する必要がある。

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

- ①頻発・激甚化する道内外における大規模自然災害に備え、北海道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配属されている部隊、装備、人員の確保など、自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- ①災害現場における安全と効率的な活動の確保のため「消防機械器具整備計画」に基づき消防車両及び消防機械器具の計画的に整備する必要がある。

《指標》

- 「2-2-1」総合防災訓練実施回数 年1回 (R1)
- 「2-2-1」救命講習受講者数 2,927人 (R1)
- 「2-2-3」消防機械器具整備計画策定 (H26)

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

《評価結果》

【2-3-1】被災時の保健医療支援体制の強化

- ①災害の規模等に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師会に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては北海道に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請するなど、災害時医療支援体制の強化を推進する必要がある。

【2-3-2】災害時における福祉的支援

- ①災害に備えた地域防災体制づくり、福祉的支援の充実に向けて、地域や自主防災組織、関係機関等と連携を図り、災害時要支援者等に対する適切な支援体制を構築する必要がある。
- ②一般避難所から福祉避難所への移送や避難所での体調把握など、支援体制の構築を図ってきているが、今後は、福祉避難所での受入体制の整備について検討を行う必要がある。

【2-3-3】防疫対策

- ①平時から感染症のまん延防止を図るため、国・北海道などの感染症対応マニュアル等を活用した定期的な予防接種を実施するとともに、感染症の予防に関する知識の啓発を行う必要がある。
- ②大規模自然災害時における避難場所等のトイレ機能の確保のため、簡易トイレや災害用トイレ袋等の備蓄に努める必要がある。

《指標》

- 「2-3-2」福祉避難所の設置運営に関する災害時協力協定数 14事業所 (R1)
- 「2-3-2」段ボールトイレ 35個 (R1)
- 「2-3-3」予防接種法に基づく麻しん・風しん混合ワクチン第2期の接種率 98.8% (R1)

(3) 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

《評価結果》

【3-1-1】災害対策本部機能の強化

- ①被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定しているが、代替場所での本部運営訓練を行っていないため、訓練等を通じて検証を行うなど、本部機能強化のための効果的なフォローアップを行う必要がある。
- ②災害対策本部となる市庁舎は耐震性が不足しているため、大規模自然災害時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続できるよう、耐震化を図り機能強化に努める必要がある。

【3-1-2】業務継続体制の整備

- ①災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びその他行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、各課で策定している業務継続計画の継続的な改善に努める必要がある。

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

- ①大規模自然災害が発生した際の災害応急体制の確保や支援の円滑な受入を行うため、受援体制の構築を図る必要がある。

《指 標》

- 「3-1-2」 江別市業務継続計画（BCP）策定（H29）
- 「3-1-3」 北海道消防相互応援協定締結（H3）
- 「3-1-3」 緊急消防援助隊受援計画策定（R2）

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

《評価結果》

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

- ①既存のエネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合のために、バックアップとなる再生可能エネルギーの導入・利用促進を進める必要がある。

【4-1-2】電力基盤の整備

- ①平時における電力基盤の安定供給を確保することは、大規模自然災害の早期の復旧につながることから、関係機関と連携して取り組む必要がある。
- ②江別市環境管理計画後期推進計画に基づき、公共施設等における省エネルギー化の推進を図るとともに、市民・事業者・行政の各主体が情報を共有し、省エネルギーの取組を進める必要がある。

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

- ①再生可能エネルギー、多様なエネルギー資源の有効活用を進める必要がある。

【4-1-4】避難所等への石油燃料供給の確保

- ①災害時において石油類燃料等の安定確保のため、平時から関係機関との情報共有を行うなど連携強化を図る必要がある。
- ②災害時に地域住民の生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関との協力体制の構築を図る必要がある。

《指 標》

- 「4-1-1」 再生可能エネルギーを導入している公共施設数 14 施設（R1）
- 「4-1-3」 自動車会社との災害時協力協定数 0 件（R1）

4-2 食料の安定供給の停滞

《評価結果》

【4-2-1】食料生産基盤の整備

- ①本市の基幹産業である農業については、生産者のさらなる経営安定化を図るための農業基盤整備をすすめ、生産の維持・安定および災害に強い生産基盤の整備を進める必要がある。
- ②いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策などの施設の更新を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備や計画的な老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- ③高齢化や労働人口の減少による労働力不足は、地域食料供給減や自給率の低下に繋がることから、労働力の確保と合わせて、機械化・ICT化などの省力化対策の導入を推進する必要がある。
- ④現在、本市の農業は、厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保、農地の利用集積など、農産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

【4-2-2】道産食料品の販路拡大

- ①大規模自然災害時において食料の供給を安定的に行うためには、一定の生産量を確保することが重要であることから、販路拡大に向けた支援を進める必要がある。

【4-2-3】道産農産物の産地備蓄の推進

- ①北海道が担うバックアップ機能である「食料の安定供給」に向けた関係機関との連携が必要である

【4-2-4】生鮮食料品の流通体制の確保

- ①災害時における生鮮食料品の安定供給体制を確保するために、関係機関・団体等との情報共有を図る必要がある。

《指 標》

- 「4-2-1」遊休農地面積 0ha (R1)
「4-2-2」農業販売額 4,838 百万円 (H29)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

《評価結果》

【4-3-1】水道施設の災害対策

- ①災害時においても水道水を確保するため、これまで水道施設の耐震化や老朽対策を進めてきているが、進捗はまだまだ途上であり、計画的に整備を進める必要がある。また、今後は水需要なども考慮した水道施設の更新を図る必要がある。
- ②水道施設が被災した場合に備え、これまで緊急貯水槽の設置や断水マニュアルの整備などの応急対策を進めてきた。今後は、水道施設の整備も含め、応急対策について更なる体制の強化を図る必要がある。

【4-3-2】下水道施設の災害対策

- ①大規模被災の場合でも下水道機能を早期に復旧させるため、災害対応や訓練等を踏まえた業務継続計画の検証及び見直しを進め実効性の確保に努める必要がある。
- ②下水道施設の老朽化による事故発生や機能停止を未然に防止するため、老朽化対策を継続して進めていく必要がある。
- ③災害時において下水道機能を確保するため、下水道施設の更新に合わせた耐震化など総合的に地震対策を進める必要がある。
- ④生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の普及率を高めるため、設置資金貸付制度などにより普及啓発を実施しているが、普及はまだまだ途上にあり、大規模自然災害時に生活排水等が公共用水域に流出することを防ぐためにも、汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の設置替えを一層推進する必要がある。

《指 標》

- 「4-3-1」基幹管路耐震管率 20.5% (R1)
「4-3-1」漏水率 1.4% (R1)
「4-3-2」管路改築更新延長 2.9km (R1)
「4-3-2」合併浄化槽の普及率 50.4% (R1)

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

《評価結果》

【4-4-1】交通ネットワークの整備

- ①大規模自然災害時における被災地への物資供給や人的支援を迅速に進めるため、高速自動車道路、地域高規格道路、広域幹線道路及び都市幹線道路のネットワーク化を進める必要がある。

【4-4-2】道路施設の防災対策、老朽化対策等

- ①災害時に避難等の障害となる放置自転車や倒木の恐れがある街路樹について、駐輪場の整備や街路樹の伐採・剪定を実施し、適切な防災対策を推進する必要がある。
- ②橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理を行う必要がある。また、橋梁の耐震化について、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁並びに第三者被害が想定される跨線橋の対策を優先するなど計画的な整備を推進する必要がある。

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

- ①本市におけるバス路線は、札幌市をはじめとする周辺都市との間を結ぶ公共交通機関であり、広域的に経済を支えるインフラであるので、地域間バス路線の維持確保に向けた取組を推進する必要がある。

《指 標》

- 「4-4-1」道路網整備延長 約 178km (R2)
- 「4-4-2」橋梁定期点検 (2 巡目) 58 橋 (R1)
- 「4-4-2」橋梁修繕・更新 14 橋 (R1)
- 「4-4-3」地域間バス路線 19 系統 (R2)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

《評価結果》

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の推進

- ①国内最大の食料供給地域である北海道の地域特性や冷涼な気候のほか、首都圏等との同時被災のリスクが少ないといった地理的優位性を活かし、食品製造加工施設や情報関連施設、コールセンターなどの企業誘致に取り組む必要がある。

【5-1-2】企業の業務継続体制の強化

- ①民間企業における業務継続体制を強化するために業務継続計画の普及啓発を図るとともに、その策定を商工会議所等経済団体と協力しながら支援する必要がある。

【5-1-3】被災企業等への金融支援

- ①国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

《指 標》

- 「5-1-1」立地企業・事業所数 2 件 (R1)

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

《評価結果》

【6-1-1】ため池の防災対策

- ①大規模地震や豪雨等を起因とした「ため池」の決壊などによる二次災害を防止するため、点検・診断に基づく対策を推進する必要がある。

《指 標》

「6-1-1」防災重点ため池ハザードマップの策定 (R2)

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

《評価結果》

【6-2-1】森林の整備・保全

- ①本市には市域の約 11%を占める道立自然公園野幌森林公園が所在するため、日頃から林野火災を含め災害等に備えることが大切であり、森林公園の所有者である国や北海道と連携しながら適切な整備や保全に努める必要がある。
- ②野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

【6-2-2】農地・農業水利施設等の保安全管理

- ①農地が持つ保水効果や土壌流出の防止、農業水利施設が持つ洪水防止などの多面的機能を発揮させる取組を検討する必要がある。
- ②農業用水路の計画的な老朽化対策を進めるとともに、ＩＣＴの活用などについて研究していく必要がある。
- ③農地が荒廃しないよう、鳥獣被害防止対策を適正に実施する必要がある。

《指 標》

「6-2-1」江別市林野火災発生件数 0 件 (R1)

「6-2-2」揚水機場維持管理点検回数 2 回 (R1)

「6-2-2」排水機場維持管理点検回数 9 回 (R1)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

《評価結果》

【7-1-1】災害廃棄物の処理計画の策定

- ①早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、民間処理業者との連携などを検討するほか、災害廃棄物処理計画に基づき災害時の処理体制の整備を進める必要がある。
- ②大規模自然災害時に災害廃棄物処理が滞ることがないように、廃棄物処理施設の計画的な整備を進める必要がある。

《指 標》

「7-1-1」江別市災害廃棄物処理計画策定（H31）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

《評価結果》

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

- ①大規模自然災害の発生により、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業関係団体等との、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。
- ②減少する建設業就業者及び技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であり、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

【7-2-2】行政職員等の活用促進

- ①北海道や他自治体への応援要請又は他自治体に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より北海道や他自治体と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。
- ②災害時に社会福祉協議会と連携して設置する災害ボランティアセンターにおけるボランティアの受入れや活動体制を整備する必要がある。

【7-2-3】地域コミュニティ機能の維持・活性化

- ①人口減少、高齢化が進む農村地域において、地域の実情に即した活性化対策を実施する必要がある。

《指 標》

「7-2-1」応急対策業務に関する災害時協力協定数 7件（R1）

【別表2】 江別市強靱化のための推進事業一覧

所管部	事業名	リスクシナリオNo.	備考
総務部	庁舎等耐震化関連経費	1-1	
	共用車両整備費	1-1	
	庁舎改修事業	1-1	
	市民会館管理運営事業	1-1	
	地域防災力向上支援事業	1-3	
	防災行政無線維持管理経費	1-6	
	防災情報システム管理経費	1-6	
	災害対応物品整備事業	2-1	
企画政策部	ホームページ運営事業	1-6	
	公共交通利用促進対策事業	4-4	
生活環境部	自治会活動等支援事業	1-6	
	環境管理計画等推進事業	4-1	
	合併処理浄化槽設置整備事業	4-3	
	野生鳥獣等保護管理事業	6-2	
	災害廃棄物処理事業	7-1	
	環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業	7-1	
経済部	観光振興計画推進事業	1-6	
	総合特区推進事業	4-2	
	江別産農畜産物ブランディング事業	4-2	
	地域農業経営安定推進事業	4-2	
	次世代就農定着サポート事業	4-2	
	都市と農村交流事業	4-2	
	企業誘致推進事業	5-1	
	企業立地等補助金	5-1	
	江別商工会議所補助金	5-1	
	中小企業資金融資事業	5-1	
	ため池ハザードマップ作成事業	6-1	
	緊急排水対策特別事業	6-2	
	排水路維持管理費	6-2	
	基幹水利施設管理事業	6-2	
	国営造成施設管理体制整備促進事業	6-2	
	市有防風林整備事業	6-2	
	日本型直接支払交付金	6-2	
	季節労働者通年雇用促進支援事業	7-2	
健康福祉部	社会福祉センター運営費補助金	2-3	
	社会福祉センター大規模改修事業補助金	2-3	
	ふれあいワークセンター施設整備事業	2-3	
	ふれあいワークセンター管理運営事業	2-3	
	いきいきセンターわかくさ管理運営事業	2-3	
	いきいきセンターさわまち管理運営事業	2-3	
	いきいきセンター施設整備事業	2-3	
	老人憩の家施設整備事業	2-3	
	地域介護・福祉空間整備等事業	2-3	
	老人ホーム入所措置経費	2-3	

所管部	事業名	リスクシナリオNo.	備考
健康福祉部	高齢者・身障者世帯緊急通報システム設置費	2-3	
	東野幌青少年会館管理運営費	2-3	
	放課後児童クラブ運営費補助金	2-3	
	児童館地域交流推進事業	2-3	
	保育園維持管理経費	2-3	
	民間保育施設等運営費補助金	2-3	
	市立保育園施設整備事業	2-3	
	民間社会福祉施設整備費補助事業	2-3	
	私立幼稚園補助金（運営費補助金）	2-3	
	保健センター一般管理経費	2-3	
	保健センター管理運営事業	2-3	
	予防接種経費	2-3	
	高齢者予防接種経費	2-3	
	感染症予防管理経費	2-3	
	救急医療対策事業	2-3	
	夜間急病センター運営経費	2-3	
	社会福祉協議会補助金	7-2	
建設部	耐震化推進支援事業	1-1	
	空家等対策推進事業	1-1	
	市営住宅長寿命化計画策定事業	1-1	
	新築団地建替事業	1-1	
	弥生団地大規模改善事業	1-1	
	公園施設改修整備事業	1-1	
	宅地耐震化推進（大規模盛土造成地変動予測調査（第二次スクリーニング））事業	1-1	
	河川等維持事業	1-3	
	排水機場等改修事業	1-3	
	基幹水利施設管理事業（排水機場）	1-3	
	治水事業一般管理経費	1-3	
	江別河川防災ステーション管理経費	1-3	
	河川・調整池草刈等管理経費	1-3	
	排水機場負担金	1-3	
	排水機場維持管理事業	1-3	
	除排雪事業	1-4	
	車両整備事業	1-4	
	道路橋梁再整備事業	4-4	
	道路橋梁新設改築事業	4-4	
	街路樹維持管理事業	4-4	
	道路橋梁管理経費	4-4	
	道路施設再整備事業	4-4	
	橋梁長寿命化事業	4-4	
	公共街路灯新設更新等事業	4-4	
教育部	学校施設整備事業（小学校大規模改造）	1-1	
	学校施設整備事業（中学校大規模改造）	1-1	
	給食センター調理場施設・設備整備事業	1-1	
	対雁調理場施設・設備整備事業	1-1	
	公民館管理運営事業	1-1	
	公民館施設補修整備費	1-1	
	市民文化ホール管理運営事業	1-1	

所管部	事業名	リスクシナリオNo.	備考
教育部	市民文化ホール施設改修事業	1-1	
	コミュニティセンター管理運営事業	1-1	
	屋内体育施設管理運営事業	1-1	
	市民体育館改修整備事業	1-1	
	大麻体育館改修整備事業	1-1	
	青年センター改修整備事業	1-1	
	東野幌体育館改修整備事業	1-1	
	図書館設備等更新事業	1-1	
	郷土資料館管理運営経費	1-1	
	郷土資料館設備更新事業	1-1	
	文化財発掘等一般管理経費	1-1	
	セラミックアートセンター改修事業	1-1	
水道部	基幹管路耐震化事業	4-3	
	配水管整備事業	4-3	
	配水施設整備事業	4-3	
	水道事業維持管理経費	4-3	
	管路改築更新事業	4-3	
	処理場・ポンプ場施設改築更新事業	4-3	
	下水道事業維持管理経費	4-3	
消防部	消防庁舎・出張所改修事業（消防庁舎保全整備計画）	1-1	
	水利施設維持管理費（消防水利整備計画）	1-1	
	火災予防推進事業（防火意識の普及促進計画）	1-1	
	消防緊急情報システム管理経費（通信施設整備計画）	2-2	
	常備消防用備品等整備事業（消防機械器具整備計画）	2-2	
	消防職員研修費（消防職員人材育成計画）	2-2	
	救急高度化推進事業（救急需要対策推進計画）	2-2	

— 計画策定までの経過 —

令和2(2020)年 2月3日 ～4日	庁内会議（政策会議／庁議） ・ 策定の必要性、経緯、庁内推進体制の説明
令和2(2020)年 2月17日	総務文教常任委員会 ・ 策定の必要性、経緯、庁内推進体制の説明
令和2(2020)年 5月22日	江別市強靱化地域計画推進本部設置
令和2(2020)年 7月3日	江別市強靱化地域計画推進本部幹事会 ・ 計画（素案）の作成
令和2(2020)年 7月21日	第1回江別市強靱化地域計画推進本部会議 ・ 計画（素案）の決定
令和2(2020)年 7月28日	江別市防災会議 ・ 計画（素案）について報告及び意見聴取
令和2(2020)年 7月30日 ～8月20日	防災関係機関等への個別協議
令和2(2020)年 9月25日	第2回江別市強靱化地域計画推進本部会議 ・ 計画（案）の決定
令和2(2020)年 10月8日	総務文教常任委員会 ・ 計画（案）について報告
令和2(2020)年 10月14日 ～11月13日	パブリックコメントの実施
令和2(2020)年 12月4日	第3回江別市強靱化地域計画推進本部会議 ・ パブリックコメントの実施結果と市の考え方について報告 ・ 計画（案）の確認
令和2(2020)年 12月17日	総務文教常任委員会 ・ パブリックコメントの実施結果と市の考え方について報告
令和2(2020)年 12月23日	第4回江別市強靱化地域計画推進本部会議 ・ 計画の決定／策定

江別市強靱化地域計画

令和 2（2020）年 12 月発行

江別市強靱化地域計画推進本部

事務局：総務部（危機対策・防災担当）

企画政策部（総合計画・総合戦略担当）

〒067-8674 江別市高砂町 6 番地

電話（代表）：011-382-4141 Fax：011-381-1070